

全 員 協 議 会 会 議 次 第

日 時：令和7年9月24日

本会議終了後

場 所：全員協議会室

1 開 会

2 協議事項

(1) 太陽光発電システム等設置補助金について (資料No.1) 【市民生活部】 本会議終了後から15分

(2) 当日投票所に係る投票時間の繰上げについて (資料No.2) 【選挙管理委員会】 (1) 終了後から15分

R7.9.24 9月定例会 全員協議会
市民生活部 生活環境課

太陽光発電システム等設置補助金について

東御市太陽光発電システム等設置補助事業において交付要綱の一部を改正します。

(1) 改正概要

令和6年度から国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用して、建物の屋根に太陽光発電設備を設置する「市内に住所を有する個人または事業所を有する法人」に対し、補助金を交付しています。時代の変遷により、需要に応じた補助対象の追加を行います。

(2) 改正理由

現在は、物価高騰及び電気代高騰の常態化により、自ら太陽光発電設備を設置することが難しい状況の中、初期費用が掛からないPPA（※）による導入が拡大することが考えられます。

PPAによる導入を補助対象に加えることで、市内における再生可能エネルギーの最大限の活用がより一層図られることを目的に改正を行います。

（※）PPA（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味で、PPA事業者が住宅や事業所の屋根を借り、無償で太陽光発電設備を設置し、発電した電力を当該住宅や事業所で有償使用する契約形態です。

(3) 改正内容

民間PPAによる太陽光発電設備の導入に対しても既存補助金と同様に補助対象とし、本年度の予算の範囲内で行います。

交 付 対 象 者	PPAにより市内の住宅または事業所に太陽光発電設備を設置する事業者
補 助 率	【住 宅】 1kWあたり70,000円 上限1,050,000円 【事業所】 1kWあたり50,000円 上限5,000,000円
主な交付要件	(1) 既存の太陽光発電設備の更新の場合は、設置から17年（法定耐用年数）を経過していること。 (2) 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 (3) 設置する設備は商用化され、導入実績があるものであること。 (4) 補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。 (5) 設置する設備で発電する電力量の一定の割合以上を自家消費させること。（住宅：30%、事業所：50%）

(4) 施行予定日 令和7年10月1日

(5) PPAによる導入メリット

① 導入が容易

PPAの場合、PPA事業者が住宅や事業所の所有者から屋根を借り受け、無償で太陽光発電設備を設置するため、所有者には初期費用が一切掛かりません。また、設備はPPA事業者の所有になるため日々のメンテナンスも不要です。

② 電気料金の安定化

PPA事業者により設置された太陽光発電設備で発電された電気は契約期間内において、設置された住宅や事業所に固定単価で供給されるため、電気代高騰の影響を受けないこと、また、本補助金が交付されることでより安価な供給に繋がります。

③ 脱炭素に繋がる

再生可能エネルギーで発電された電気（＝二酸化炭素を排出しない電気）を住宅や事業所で使用できるため、脱炭素に繋がります。

【参考】本年度の地球温暖化対策補助事業

補助対象設備	交付対象	補助金額
太陽光発電設備（単体） ※事業所や個人が自己所有建物等に設備を整備した場合	個人	1kW 70,000円（上限1,050,000円）
	事業者	1kW 50,000円（上限5,000,000円）
定置型蓄電池（セット）	個人	蓄電池価格の1/3（上限1,549,000円）
	事業者	蓄電池価格の1/3（上限3,799,000円）
定置型蓄電池（単体）	個人	設置費用の1/10（上限100,000円）
太陽熱高度利用システム	個人	1基 30,000円
木質バイオマスストーブ	個人	設置費用の1/5（上限50,000円）
電気自動車	個人	国補助金の1/5（上限80,000円）
省エネ家電製品（LED照明）	個人	市内業者 購入価格の1/2（上限15,000円） 上記以外 購入価格の1/4（上限5,000円）
省エネ家電製品（電気冷蔵庫）	個人	市内業者 購入価格の1/5（上限30,000円） 上記以外 購入価格の1/10（上限10,000円）
省エネ家電製品（エアコン）	個人	市内業者 購入価格の1/5（上限30,000円） 上記以外 購入価格の1/10（上限10,000円）

当日投票所に係る投票時間の繰上げについて

1 投票時間

当日投票所の24か所について投票終了時間を1時間繰上げ、次のとおりとします。

変更前 午後8時まで → 変更後 午後7時まで

※現在繰上げている3か所の投票所と期日前投票所の投票時間は、変更ありません。

2 開始時期

令和7年9月1日以降に公示又は告示される選挙から実施

3 変更理由

- (1) 当日投票所において、長時間にわたる投票管理者・投票立会人の従事時間を減少し、負担軽減を図るため。
- (2) 期日前投票が定着し、その割合も50%前後となっており、当日投票者数が減少していることと直近選挙における午後7時以降の投票者実績も少ないため。
- (3) 令和7年7月参院選時に、午後7時以降に投票へ来た方のアンケートの結果により、投票終了時刻を早めても期日前投票又は時間内に投票へ行くとの回答割合が高く、有権者の投票行動に影響が少ないと考えられるため。

【参考】

① 当日投票所の投票時間繰上げに関するアンケート結果

午後7時以降に投票した方412人のうち、216人の方からアンケートに回答いただき、そのうち205人（約95%）の方が、別の日時による投票対応が可能との回答がありました。

午後7時までに投票所へ来ることはできますか。

はい 183人 (84.7%)

いいえ 33人 (15.3%) ⇒ 投票終了時間を早めた場合は、投票をどうしますか。

当日時間内の投票又は期日前投票に行く。 22人

その他、空欄 11人

② 東御市の選挙執行状況

- ・当日投票所で投票する人は50%前後ではあるが、割合は減少傾向となっています。
- ・午後7時以降に投票する人は、投票者数の1～2%程度となっています。

選挙名	投票者数 (不在者、 在外除く)	期日前 投票者数	当日 投票者数	時間別		
				7：00～ 18：00	18：00～ 19：00	19：00～ 20：00
R4. 7. 10 参議院選	14, 460	6, 911 (47. 79%)	7, 549	6, 680 (46. 20%)	492 (3. 40%)	377 (2. 61%)
R4. 8. 7 県知事選	10, 226	4, 844 (47. 37%)	5, 382	4, 444 (43. 46%)	647 (6. 33%)	291 (2. 84%)
R5. 4. 9 県議選	12, 632	5, 677 (44. 94%)	6, 955	5, 925 (46. 91%)	795 (6. 29%)	235 (1. 86%)
R6. 10. 27 衆院選・市議選	14, 972	7, 292 (48. 70%)	7, 680	7, 139 (47. 68%)	287 (1. 92%)	254 (1. 70%)
R7. 7. 20 参院選	14, 873	7, 854 (52. 81%)	7, 019	6, 163 (41. 44%)	444 (2. 98%)	412 (2. 77%)

※ カッコ内は投票者数に対しての割合。

③ 県内市町村の状況

令和7年7月の参議院議員通常選挙で、全投票所を繰り上げている市町村は、42市町村（内訳：市2、町14、村26）となっている。

(1) 千曲市（R6衆院選時の午後7時から午後8時までの投票者割合は、**1. 19%**）

- ・実施後、議会、投票管理者等からの苦情等なし。
- ・繰上げ周知は、横断幕を別途設置し、広報紙等でも周知をした。

(2) 伊那市（R6衆院選時の午後7時から午後8時までの投票者割合は、**0. 80%**）

- ・繰上げ周知後の市民からの苦情等は特になし。
- ・市議会への説明の際には、議員から「投票機会の損失」とのご意見があったが、期日前投票の積極的な活用と周知の徹底を実施することを説明してご理解いただいた。
- ・選挙期間中も広報紙、SNS等の市の発信媒体で繰上げの周知を実施。